

学校保健法による出席停止について

幼稚園では、感染症を予防するため、感染した園児に対して出席停止を行うことがあります。

これは、学校保健法第12条に基づき、幼稚園での集団発生を防ぐとともに、健康の回復を図るためです。出席停止になった場合は欠席扱いにはなりませんので、ご家庭でゆっくり休養してください。出席停止の期間につきましては、症状により医師に伝染のおそれがないと認められたときはこの限りではありません。なお、出席停止の対象となる伝染病、出席停止時の手続きについては、下記のとおりです。

	病名	出席停止の期間
1	インフルエンザ	解熱した後、2日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れがなくなるまで
5	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
6	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
7	咽頭結膜炎（プール熱）	主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
8	結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	治癒開始1日を過ぎ、全身症状が良くなるまで
13	伝染性紅斑（りんご病）	発疹以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	マイコプラズマ肺炎	症状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで

※登園するときにお持たせ下さい。

----- キリトリ -----

証明書

なぎさ幼稚園 組 園児氏名 _____

上記の園児は（病名 _____）のため出席停止となっておりますが、

令和 ____年 ____月 ____日より登園可能と認めます。

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名 _____

医師名 _____

印 _____